

鳥取大学におけるシラバス作成の基本方針

令和3年11月12日

第4回教育支援委員会承認

本学においては、学生の自律的学修を促し、学生が*ディプロマ・ポリシーに掲げる能力等を身につける効果的な教育を推進するため、シラバス作成基本方針を以下のように定めます。

*ディプロマ・ポリシー：学士課程では、卒業認定・学位授与の方針、大学院博士前期、修士、博士後期、博士課程では、学位授与の方針を指す。

1. シラバスについて

シラバスは、学生と大学及び授業担当者との基幹的なコミュニケーションツールであり、学生が履修しようとする授業科目の目的・内容・計画・成績評価方法等をあらかじめ明示し、授業の教育目標を学生が的確に認識することを基本的な目的としています。

また、授業担当教員がディプロマ・ポリシーを意識してシラバスを作成することで、学部・研究科等の教育目標と授業の到達目標との関係性が明確になり、本学が目指す人材を育成することにつながります。

2. シラバスの機能

シラバスの機能は以下のように定められています(文部科学省中央教育審議会資料を一部修正)。授業担当教員は、これらの機能を認識し、学生の自律的学修を促すことを念頭に置き「教員が何を教えるか」ではなく、「学生が何を身につけることができるか」という視点でシラバスを作成することとします。

- (1) 学生が授業を選択する上でのガイドとしての機能
- (2) 担当教員と受講する学生との契約書のような機能
- (3) 学生の学修効果を高めるための情報を提供する機能
- (4) 学生が授業をイメージし、モチベーションを高めるための情報を提供する機能
- (5) 授業全体をデザインする計画書としての機能
- (6) 課程・学部学科・コース等のカリキュラム全体に一貫性を持たせる機能
- (7) 授業の改善につなげる機能

3. シラバス作成に係る授業担当教員の責務

授業担当教員においては、別途定める「シラバス作成要領」に基づきシラバスを作成し、これに沿って授業を実施することとします。

4. シラバスの点検

「シラバス作成要領」に基づき、教育支援・国際交流推進機構・高等教育開発センターは、シラバスの点検を年度毎に行い、必要に応じて各担当教員に対し記載内容の修正を依頼することとします。また、記載項目については社会情勢や高等教育の動向等を踏まえ、適宜見直しを行うこととします。

5.シラバスの公表

シラバスを正しく作成し、明示することは、教育の質保証の一つとされていることを踏まえ、本学は、シラバスをホームページ上に掲載し、本学学生のみならず広く社会に向けて公表することとします。

附 則

この方針は、令和3年11月12日から施行する。